

騒音に係る特定施設の種類（規則第4条）

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例 別表第3

イ	金属加工機械
(一)	圧延機械 ※1)
(二)	ベンディングマシン（ロール式のものに限る。） ※2)
(三)	せん断機（原動機を用いるものに限る。） ※3)
(四)	ブラスト ※4)
(五)	高速切断機及びプラズマ切断機
(六)	研磨機（工具用研磨機及び板金作業場で使用する研磨機を除く。垂鉛板研磨機以外は2台以上であること。）
ロ	クーリングタワー（原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。）
ハ	ドラム缶洗浄機（原動機を用いるものに限る。）
ニ	ロータリーキルン
ホ	重油バーナー（重油の使用量が1時間50ℓ以上のものに限る。）
ヘ	電気炉（変圧器の定格容量が1,000kVA（キロボルトアンペア）以上のものに限る。）
備考	次に掲げる施設を除く。 一 鉱山保安法第2条第2項本文に規定する鉱山に係る施設 二 電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気工作物 三 ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物 四 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により指定された地域内に係る同法第2条第2項に規定する特定工場等に設置される施設

※1) 原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものは除く。

※2) ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものは除く。

※3) 原動機の定格出力が3.75kW以上のものは除く。

※4) タンブラスト及びタンブラスト以外のものであって密閉式のもの。